

質問回答

NO.	質問	回答
1	再委任等の制限の部分がよく分からないのですが、この案件は、下請けや協力会社に業務をすべて任せることは出来ないのでしょうか。調査地点が各地にあります、すべて落札した会社内の者が業務を行わなければいけないのでしょうか。ご教授いただきたいです。	「入札説明書 10. その他(4)再委任等の制限」の記載のとおりであり、再委任等を行う場合には様式7（再委任等承諾申請書）により申請可能です。
2	契約書（案）第5条では再委任（一次下請）に承諾が必要とされておりますが、この「再々委託（二次下請）」の可否については明記されておられません。一方で、別途提示されている「様式8（個人情報の管理について）」の注記には、「個人情報の取扱いに係る業務を再々委託する場合は体制図にその旨明記してください」との記載があり、個人情報取扱い業務においては再々委託が想定されていると拝察いたします。 つきましては、業務本体（契約書（案）第5条が適用される分析業務など）においても、やむを得ない理由（例：高度な専門性や特殊技術の必要性）があり、元請（弊社）の管理・責任のもとで行う場合、貴省（甲）の書面による事前承諾（例：様式7への追記等）を得ることで、「再々委託」は許容されますでしょうか。	「公共調達の適正化について（平成18年8月25日。財計第2017号）」2（3）に記載のとおり、「再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる」ことは妨げられていません。なお、「再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる」際は、幣省（甲）による「書面による事前承諾」は必須ではありません。 （参考）「公共調達の適正化について（平成18年8月25日。財計第2017号）」URL： https://www.mof.go.jp/policy/budget/topics/public_purchase/koukyou/koukyou_02.htm
3	分析項目の大腸菌数は再委託可能でしょうか。	「入札説明書 10. その他(4)再委任等の制限」の記載のとおりであり、再委任等を行う場合には様式7（再委任等承諾申請書）により申請可能です。
4	海上での試料採取にあたり、海上保安部申請は受託者で行うのでしょうか。	御認識のとおりです。
5	傭船ですが、仕様書掲載の漁協組合への依頼は受託者で行うのでしょうか。	御認識のとおりです。
6	試料採取について再委託は可能でしょうか。	「入札説明書 10. その他(4)再委任等の制限」の記載のとおりであり、再委任等を行う場合には様式7（再委任等承諾申請書）により申請可能です。